

近世の尾張知多郡における給地と地頭

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/11520

近世の尾張知多郡における給知と地頭

梶川 勇 作

序 言

筆者は、従来から主に『尾張徇行記』などを用いて、尾張地方の近世村について論述してきた。知多郡についても別稿¹⁾で近世村の土地条件の多様性を明らかにしたが、本稿においては、そこでは触れなかった地方知行と地頭(給人)について論究したいと思う。

近世の尾張藩領は、その領有関係から、蔵入・給知・寺社領の3つに分けられる。蔵入の土地が藩直轄領であるのに対して、給知は藩士が、寺社領は寺社が、地頭として領知権を有していた。それらの藩領総高に占める割合は、宝暦12年(1762)において、蔵入が46%、給知が53%、寺社領が1%であった²⁾。蔵入高は給知高より少なかったのである。その差は近世初期において甚だしかった³⁾。

ところで、尾張藩士の樋口好古が寛政4年(1792)に稿を起し、文政5年(1822)に完成させた『尾張徇行記』⁴⁾(以下、徇行記と略記する)によると、知多郡の総石高95,449石の内訳は、蔵入85,423石(89.5%)、給知9,463石(9.9%)、寺社領564石(0.6%)であり、蔵入高の圧倒的に多いことが知多郡の特徴であったが、これは後述するように元禄6年(1693)以降のことである。

1. 寺 領

寺社領と書いたが、実は知多郡には社領はなく、寺領のみである(第1表)。寺領高のうち、天和2年(1682)に西大高村の地頭・志水忠時がその祖母(長寿院)の遺命により建立した長寿寺に対して藩主吉通が宝永6年(1709)に黒印状を与えた高

100石(田畑10町歩)のほかは、表高である元高で示されている。尾張藩では、「正保二酉年御領国中村々御免相、高に四ツ以上之分は夫程高を延、四ツ以下之分は夫程高を縮め、一等に四ツ取之概高」⁵⁾にするという“四ツ概”を行なって、藩全体で28.4%(16万903石)を延ばしたが、一般に寺社領はこの対象にならなかった。この高概しは、年貢率を4割に統一すると同時に給知替によって蔵入高を増加させる目的で行われたのであるが、寺社領については知行替は一切なかったからである。

郡内で最大の寺領を有した柿並村(現・美浜町)の大御堂寺(野間大坊)は源義朝ゆかりの寺である。平治の乱の時、義朝は京都から敗走して、この地の長田忠致をたよったが、平治2年(1160)正月3日に浴室で殺害された。文治2年(1186)に尾張守であった平康頼が義朝の供養のため水田30町歩を寄進したのがこの寺領の始まりである。天正年間

第1表 寺領(文政5年)

宗派	寺院	寺領村	寺領高(石)
真言宗	大御堂寺	柿 並	250
臨済宗	長 寿 寺	西 大 高	100
浄土宗	常 樂 寺	成 岩	58
"	東 龍 寺	榎 戸	40
曹洞宗	乾 坤 院	緒 川	32
浄土宗	善 導 寺	"	25
天台宗	延 命 寺	大 府	20
"	岩 屋 寺	岩 屋 寺	20
曹洞宗	総 心 寺	常 滑	11
真 宗	光 明 寺	西ノ口	7

(注) 石以下は4捨5入。
出典:『尾張徇行記(五)』

には信長によって領地を没収されたが、文禄4年(1595)秀吉は194石余の朱印地を与えた。この寺の中興開山・僧長円は岩滑(現・半田市)城主・中山勝時の四男であり、母は緒川(現・東浦町)・刈屋(現・刈谷市)両城主・水野忠政の娘(家康の生母・伝通院於大の妹)であった。以後も代々住職は水野氏一族の者になることが習わしとなって、現在に至っている。家康は慶長16年(1611)4月に名古屋から船でこの寺を訪れ、長円の願いにより「鷹小鳥御証文・鹿札・鉄砲下馬札・葵御紋御免」とした〔前注4)379頁〕。寛永16年(1639)3月に藩主義直によって250石余の耕地(田畑19町6反22歩)および松山(15町2反6畝)が寺領となった。徇行記によると、寺領の民家(71戸、290人)は、「大坊の北にあり。(中略)是は寺社奉行支配たるにより庄屋別に立り。寺領支邑田上と云、(中略)本郷より東北の方法山寺山の麓寺領の内にあり。(中略)寺領は大坊の北に田畝あり。其外は田上の南に寺領入交れり」という〔前注4)382~3頁〕。天保14年(1843)作成と推定される柿並村絵図(美浜町誌・近世村絵図集)でも寺領郷、寺領田、寺領畑が本郷や蔵入地と区別して描かれている(第1図)。「スカヤ池三ヶ所立合」とあるのは、柿並村本郷、寺領と隣村の細目村の入会池ということである。杉谷池、東谷池も入会池であった。

岩屋寺観音(現・南知多町)の寺領は多くないが、「村落は観音堂の東西に付て民家あり。東を坊中、西を大門と云。坊中は寺領に属し、大門は御蔵入に属す。田畝も寺領は奥院へ付たる山間に二ヶ所あり。畠は観音の南の方、城山の下にあり。ここにも寺領あり」という〔前注4)418頁〕。寺の名が村名になっていることからみても、岩屋寺が村の中で重要な位置を占めていたと考えられる。

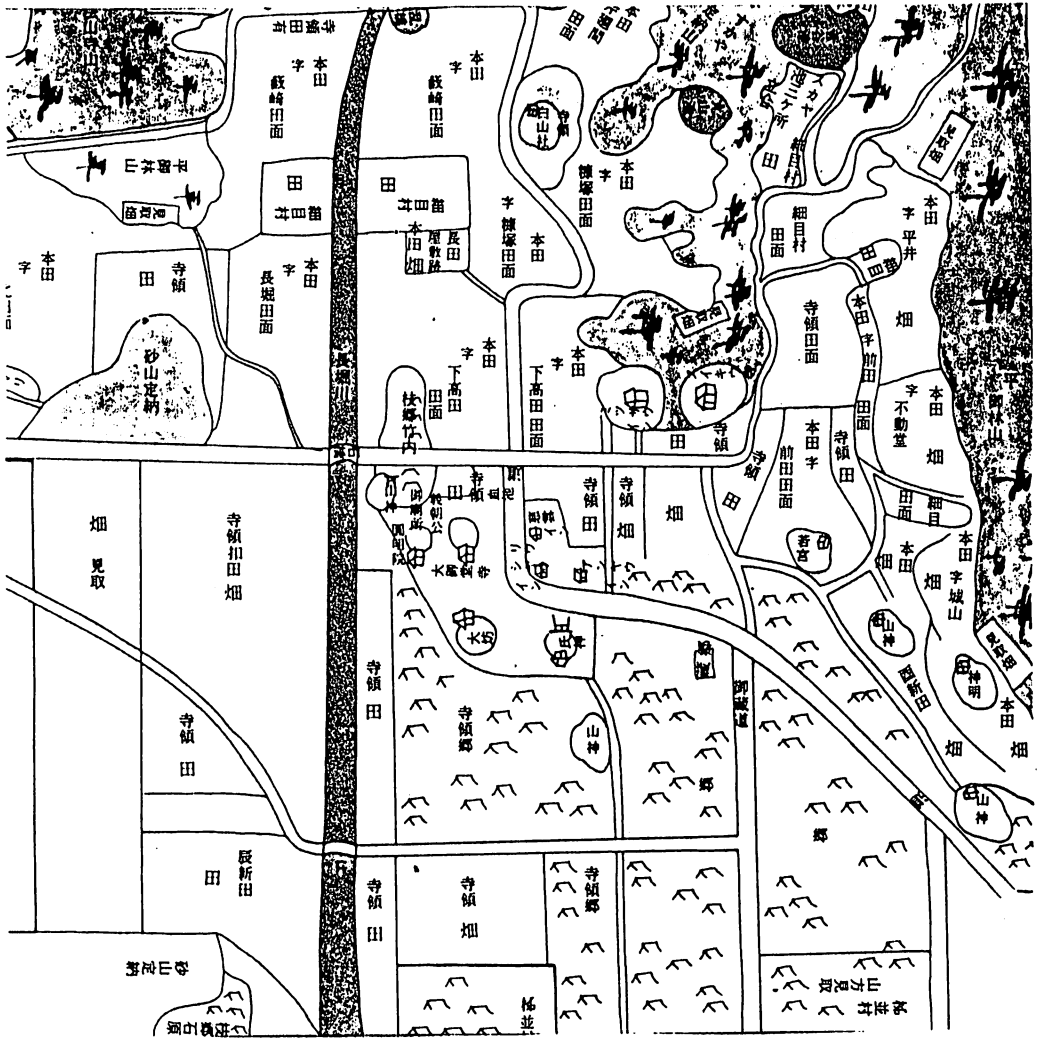
大御堂寺と岩屋寺のほかの寺院にも寺領百姓はあったであろうが、それらが本郷とは別の集落を形成することはなかったようである。大野村(現・常

滑市)の東龍寺と光明寺の寺領は村内ではなく、隣村の榎戸村と西之口村にあった点で他の寺領とは異なる。このうち光明寺は、延徳元年(1490)以前には西之口村にあった寺である。この寺領は、15世の僧浄念の室の祖父・水野信元(緒川城主)と外祖父・佐治為貞(宮山城主)が各10町歩を寄進したのが始まりであるが、これは秀吉によって没収された。後に備前検地(1608年)の時、従前に比べればわずかであるが、7石弱が除地として与えられた⁶⁾。

東龍寺と成岩村(現・半田市)の常楽寺も従来の寺領が秀吉に没収されたが、慶長7年(1602)とともに家康の朱印状によって寺領が寄進されている。これは、本能寺の変の時(1582年)、泉州堺にいた家康が伊勢白子(現・鈴鹿市)から三河大浜(現・碧南市)へ難を逃れる途上に両寺に滞留したことによるが、東龍寺9世洞山祖誕上人も常楽寺8世典空顯朗も家康の従兄弟であったという⁷⁾。

緒川村(現・東浦町)の乾坤院は、水野氏の祖・水野貞守が文明7年(1475)に建立した寺であり、その寺領は天文7年(1538)7月に伝通院(水野忠政の娘。家康の生母)が寄付(13貫500文)したのに始まるという〔前注6)221頁〕。同村の善導寺の寺領は、この寺に伝通院が帰依していたため、慶長10年(1605)緒川城主水野分長(忠政の第八子忠分の嫡子)が「海辺にありし寺を山上へ移し造立して、伝通院殿靈牌を安置し奉り、供養田并屋敷一区寄附」したものである〔前注4)239頁〕。

大府村(現・大府市)の延命寺領は天正11年(1583)横根城主・梶川五左衛門が田畑19貫478文と山1ヶ所、後に水野忠重(忠政の七男)が11貫文を寄進したものが、備前検地(1608年)によって高20石余の田畑(1町5反8畝)と松山2町4反の除地となったのである〔前注4)231頁〕。天保12年(1841)の大府村絵図によると⁸⁾、寺領は、「ほうでん」(現・家下)、「前田」(現・縄界)、「裏



第1図 柿並村絵図(部分)

出典：『美浜町誌・近世村絵図集(解説)』30頁。

門](現・アラタ)の3ヶ所に水田,「大郷](現・アラタ)と「林](現・峯畑)の2ヶ所に畑があった。

以上のように,知多郡における寺領のほとんどに,家康の生母・伝通院の実家の水野家が関係していることが注目される。しかし,いずれにしても,他郡の寺社領と同じように,その個々の規模は小さく,また近世初期に朱印状か黒印状が授与されてから明治維新に至るまで,その領知は不変であった。これは,藩士の給知と全く異なる点である。

2. 元禄6年の給知

前述のように,知多郡の文政5年(1822)における給知は総石高の10%にすぎないが,近世前期には蔵入高を超えていたのである。やや長文であるが,徇行記を引用しよう〔前注4〕148頁。

知多郡中往昔諸家の采地多かりけるが,元禄六年癸酉瑞竜公(注・2代藩主光友)御隠居領に定め玉ひし時,志水甲斐守の采地大高村,千賀志摩采地師崎村・須佐村,高木修理采地大井村,水野内蔵采地河和村,各由緒有之により其まま

領知せしめ、其余諸家の采地高五万二千二百八十二石四合は上り、他郡の中にて各換地を賜り、高総計八万五千六百四十三石三斗九合御隠居領となれり。其比御免相目録も別に認し事也。されば元禄十三年庚辰、瑞竜公御逝去以後も其高一統御蔵入となれり。

このように元禄6年(1693)の上り知は高51,282石であり、これに上り知の対象外とされた上記の4家等の給知を加えると、この上り知の直前における給知高はおよそ5万8千石(総石高の63%)に及んでいたのである。

元禄6年以前の給知については後述するとして、まず文政5年(1822)における給知について論述しよう(第2表)。この表のうち、加藤図書助家の給知は、尾張のうちで知多郡のみが家康の直轄地であった時期(1600~1606年)に、家康が朱印状によって与えた領知である点で特異であった。寺社領を除けば、尾張藩領内で他にその例はない。家康と加藤家とのつながりは次のようである。

天文16年(1547)、「竹千代君(注・家康)六歳の御時、駿河へ人質を被遣けるを、戸田五郎と云者、織田方へ志有により、塩見坂辺に於て竹千代君を奪

ひ取奉り、織田弾正方へ出し奉る。弾正いかなる思寄にや、手前に留め不申、熱田の住人加藤図助方へ預け奉る」という⁹⁾。同18年(1549)織田弾正信秀(信長の父)と松平広忠(家康の父)が相次いで死去し、織田信広との人質交換によって、今川家の人質となるまでの約3年間、家康は加藤家で養育された。「後、家康、凶書の節を賞す。慶長八年其子順政に知多郡荒尾掛村(加家村なり)の地を賜ふ。世々之を領」したのである¹⁰⁾。加藤家は美濃岩村城主・加藤景廉の子孫が文明年間(1469~1486年)に熱田(現・名古屋市熱田区)に土着したものであり、家康を養育した順盛の代から居住した熱田羽城の地は堀をめぐらせた城郭であったという〔前注7)185頁〕。加藤家の給知は知多郡加家村(現・東海市)の高155石のみであるが、その知行地は前述の正保2年(1645)の高概しの対象外(元高のまま)であり、助郷など諸役が免除されていた点で他の給知と異なる。

さて前述の元禄6年(1693)の給知替の対象外となったのは、寺領と加藤家の加家村のほか、「知多郡総御締」¹¹⁾である志水家と「先方三人衆」¹²⁾と呼ばれた千賀・高木・水野の三氏の在所などであ

第2表 文政5年の給知

給人名	村名	給知高(石)	村高(石)	藩士区分
加藤 図書助	加 家	155	155	—
志 水 甲斐守	西大高	3,614	3,714	御外戚衆
	込高新田	242	242	
高木 修理	大 井	400	800	忍新参衆
水野 内蔵	河 和	1,260	1,621	駿河新参衆
千賀 志摩守	師 崎	366	366	清洲新参衆
	須 佐	1,034	1,749	
	日間賀島	4	94	
山澄 将監	大 草	356	418	瑞公御部屋新参衆
遠山 靱負	西之口	739	760	忍新参衆
成瀬 織部	古 見	242	242	幕下御附属衆

(注) 石以下は4捨5入。

出典：『尾張御行記(五)』、『士林沂洞』

た。

志水家は初代藩主・義直の生母相応院（於龜）の実家にあたり、もとは山城国石清水八幡宮の杜家であった（志水姓はその故である）。相応院の兄・忠宗（甲斐守）は初めは幕臣で山城代官であったが、義直の執政・平岩親吉の死去後、慶長17年（1612）家康の命により尾張藩に付属し、執政補（加判）となった。知行は初め5,000石、元和5年（1619）以降は1万石である¹³⁾。元和元年（1615）に西大高村（現・名古屋市緑区）を在所とし、大高城の跡地に屋敷を構えた。元禄6年（1693）の上り知以前には、知多郡内に西大高村のほか草木村（現・阿久比町、572石）、大足村（現・武豊町、486石）、寺本村（現・知多市、51石）にも給知があったが、それらは上り知となり、在所である西大高村のみが知多郡における知行地となった〔前注12）335頁〕。尾張藩では延宝8年（1680）に新田は給知にしない原則となった〔前注5）296頁〕から、西大高村でも本田（2,830石）と古新田（66石）は志水氏の知行であったが、文化12年（1815）までに検地された高960石（田畑81町1反4畝）の新田は蔵入地であった。とくにこのうち込高新田（高219石、田畑19畑6反5畝）は、「延宝八申年大高村より開墾し、給人自分新田なりしが、天和二戌年上り新田になり、元禄十五年縄入、宝暦二申年より甲斐守殿請控」となっており、西大高村から独立した新田村（戸数35戸、人口183人）であった〔前注4）158頁〕。文化12年（1815）に志水氏は込高新田を含む高960石の新田を給知するため、従来領知していた春日井郡平田村（現・名古屋市西区）と海東郡富永村（現・名古屋市中川区）深野新田を蔵入地として差し出している¹⁴⁾。これによって西大高村と込高新田の両村は志水氏の一円給知となった。また西大高村の山林（497町歩）は寛文4年（1664）に拝領している¹⁵⁾。志水氏は尾張藩で「万石以上」といわれた五家（成瀬、竹腰、渡辺、石河、志水の五氏）の

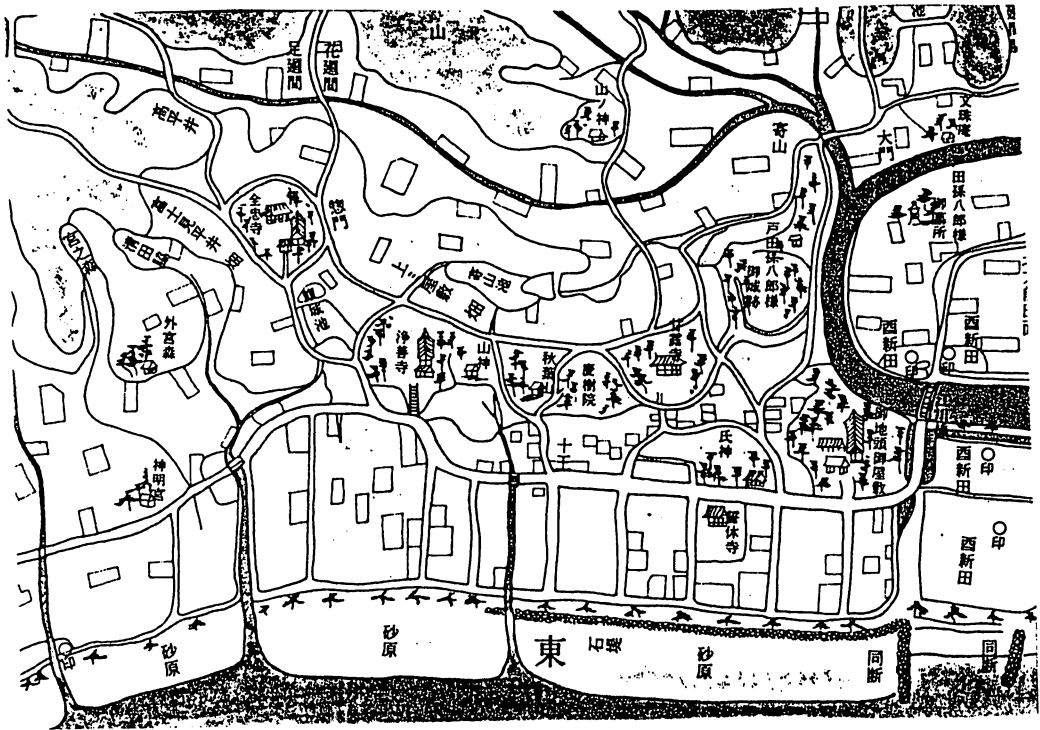
一つであった。元禄6年以前に知多郡にあった成瀬氏や竹腰氏の大量の給知がすべて上り知になったのに対して、志水氏が西大高村を領知し続けたのは、そこが在所であったからであろう。林董一は、「五氏の給知（中略）のうち中心となるべき地点に、本拠地たる在所が定められ、それがこの藩の防衛に、重大な役割を果たしている（中略）。すなわち北方は成瀬氏を犬山に配し、西方は竹腰、石河両氏をそれぞれ今尾、駒塚に置き、東方は渡辺氏を寺部に拠らせ、南方は志水氏を大高に封じたのは、一つにはかかる目的より出たものである」と述べている〔前注2）16頁〕。

元禄6年以降も半島の南部に千賀・高木・水野の三氏の在所を残したのも藩の防衛という意図があったと思われる。とりわけ、千賀氏はそうであろう。半島の南端の師崎村を在所とした千賀家の先祖は九鬼氏の一族で、志摩国千賀浦（現・鳥羽市）の出身である。永享年間（1429～1440年）知多半島に移り、大野城主・佐治氏の陣代として師崎の羽豆崎城に在城した。千賀重親は佐治氏の衰退後、家康に仕え、天正18年（1590）家康の関東移封の時に相模国三浦三崎に移住して、船奉行となり、翌年に知行千石（三崎、向ヶ崎、松輪、森崎、和田、大津、津久井）を得た¹⁶⁾。関ヶ原の合戦の時（1600年）「鳥羽城主九鬼嘉隆、石田三成に与し、本郡（知多郡）に渡航し、大に暴威を逞ふす。重親父子、家康の命を奉じ、江戸を發し、三日にして師崎に着し、火を挙て虚兵を示す。嘉隆乃ち兵を引て帰る。後其功により師崎及隣保諸村を領し、再び師崎に住す」という〔前注6）379頁〕。慶長11年（1606）家康の直轄領である知多郡を尾張領主・松平忠吉（家康の四男）に加増する際に、千賀「孫兵衛（重親）知行之内、在所師崎、須佐は其儘に而、篠島、日間賀、乙方、片名四村は御振替御朱印に而被下置旨」であったが、千賀氏が抵抗したのであろうか、「孫兵衛本領之義は久々持来、（中略）此度知多郡薩摩守様

(忠吉)江参候而も与八郎(重親)添被遣候間(中略)本領如前々領知仕候」〔前注16) 833頁〕。幕府御家人であった千賀氏は忠吉に付属替となり、忠吉の死去後は義直の家臣に繰り入れられた。元和6年(1620)9月30日付の義直黒印状によると、知行1,500石のすべてが、師崎とその周辺にあったが、一円給知は師崎村のみである。正保2年(1645)の高概しに伴う全面的な給知替の際にも、「数代之在所故、奉願拝領之輩」¹⁷⁾の一人として、師崎村を一円領知(元高336石余から概高366石余に延びた)した。従来の片名(200石)、乙方(208石)、篠島(37石)の給知を手離し、須佐(1,034石)と日間賀島(4石)の給知を得ている。知多郡の知行はそのまま明治維新まで続く。なお万治4年(1661)に愛知郡露橋村(現・名古屋市巾川区)の内で高140石余を領知しているが、これは船奉行としての役料であり、寛文6年(1666)に春日井郡松河戸村(現・春日井市)の内で170石、海東郡伊麦村(現・海部郡七宝町)の内で130石を与えられたが、これは信直の部屋住料である〔前注12) 373～4頁〕。千賀家は慶長5年(1600)師崎に帰って以後、「尾三勢志々ヶ国之通船を師崎山より遠見仕怪敷船は相改固め罷在候」〔前注16) 833頁〕と同時に代々藩船奉行を勤めた。「藩の船艦を率い、自ら水主を養い、また私船をもち、海防の任に当り、また藩主一家の航海、將軍その他の佐屋・熱田の渡船に供奉した」〔前注11) 218頁〕。また千賀家は篠島と日間賀島の代官を兼ね、篠島の流人裁許、御肴御用の任であった¹⁸⁾。慶長「七寅年幡頭崎古城を村内に引移、右之古木を以居屋敷取建申候」〔前注16) 833頁〕。「千賀氏宅は幡頭崎の北浜辺にあり。宅の左に濠を築回し山を背口にして要害の地」であった〔前注4) 325頁〕。その屋敷地は1,482坪、裏山が381坪である。元禄5年(1692)藩主の師崎屋敷逗留の際には書院修理費を日間賀島の庄屋に下命している。日間賀島では、この時に70両、同7年に400両、正

徳5年(1715)に50両、享保18年(1733)に200両を用立てている〔前注18) 221～2頁〕。

河和村(現・美浜町)を在所としていた水野氏の初代光康(惣右衛門)はもとは戸田姓であった。三河田原城主戸田忠次の弟・繁光は長禄年間(1457～60年)に初めて河和城を築き、その子守光と緒川城主水野信元(家康の生母伝通院の兄)の娘(後の妙源尼)の嫡子が光康である〔前注6) 381頁〕。父守光は天正18年(1590)小田原の合戦で死去したため、光康は母とともに河和を離れ、後に家康に仕え、慶長2年(1597)家康から信元の名跡として武蔵国足立郡大門郷(現・浦和市)に700石の知行を得て、水野氏に改姓した。後に尾張藩士に転じて、旧領の河和村を在所として、知行1,459石を給された〔前注13) 387頁〕。初め河和村は一円水野家の給知であったが、正保2年(1645)の高概し実施による延高の分(336石)は蔵入地となり、また元禄6年(1693)縄入の酉新田(25石)などの新田も蔵入であった¹⁹⁾。村の松山122町歩は水野氏の請控となっている〔前注4) 295頁〕。千賀氏と同様、正保2年の高概しの際に「数代之在所故、奉願拝領之輩」として河和を領知し続けた。水野氏にとって河和村はまさに「一所懸命」の領地であったろう。尾張藩士の仕官系譜別の分類によると、水野氏は“尾張衆”ではなく、“駿河新参衆”であるか²⁰⁾、“尾張衆”とともに在地とのつながりが強固であったとされる²¹⁾。天保12年(1841)の河和村絵図(美浜町誌・近世村絵図集)には、「御地頭御屋敷」のほか「戸田孫八郎様御城跡」、全忠寺、浄善寺、甘露寺などが描かれている(第2図)。「城跡は水野氏宅地西南へあたり、三町ほどへだち城山あり。林中に古井ありからほりの形一反ほどもやの場・総門・大門・櫓門など云字あり。」全忠寺は長禄の頃、戸田氏とともに三河田原から移ってきた菩提寺であり、浄善寺は、「当村の城主戸田孫八郎後室菩提の為に創建すと也。」甘露寺も「天正十年戸



第2図 河和村絵図(部分)

出典：『美浜町誌・近世村絵図集(解説)』14頁。

田孫八郎再興之。」「四社共に戸田孫八郎造営也」という〔前注4〕293頁〕。水野家は寛文12年(1672)までに河和村に8町歩の給人自分起新田を開発している。また、「塩浜七畝六歩 給人自分浜」であった〔前注15〕154頁〕。

大井村(現・南知多町)を在所とし、その村高800石のうち400石を領知していた高木氏の始祖は一吉(1561~1624)である。その父・主水佐清秀は後に家康16将の一人となるが、初め緒川城主水野信元に仕えていたので、一吉も緒川で生まれ、信元に従った。父とともに数々の軍功を立てた。天正10年(1582)父清秀は家康に仕え、文禄2年(1593)一吉も水野家を去って家康に属したが、翌年家康の命により一吉は松平忠吉(武蔵忍城主)に付属して知行500石を給され、関ヶ原の合戦における軍功により、1,500石となる。忠吉の死去後、義直の家臣に繰り入れられた²²⁾。高木氏が大井村を

領知したのは、忠吉に知多郡が加増された慶長11年(1606)であろう。正保2年(1645)の高概しの際、高木氏(城代)は、「知行所を望、或在所を直に拝領」の御用列以上31家の一つとして、大井村を領知し続けた。在所であるのに、文政5年(1822)に大井村の高800石のうち400石しか領知していないのは、高木家の知行が400石になった時期があったためらしい。享保3年(1718)5月に鷹匠頭が出した「在所持衆殺生免許の村々」という書付にある12件の免許に、志水氏の西大高村、水野氏の河和村、千賀氏の師崎・須佐両村が含まれているのに、高木氏の大井村には殺生免許がないのも、村の半分しか領知していないからであろう〔『名古屋叢書、第3巻』120頁〕。「寛文村々覚書」〔前注15〕160頁〕によると、高木氏は寛文12年(1672)までに大井村で7町2反歩の新田を開発している。また、松山12町歩は「給人拝領山」であった。正

保2年(1645)の高概し後、高木氏は、大井村のほか知多郡で佐布里村に給知(414石)されたが、佐布里村には、他に久野七郎右衛門(438石)、長野織部(350石)、鈴木市之丞(270石)、山崎十左衛門(179石)の知行地もある「相給村」であった〔注25) 166頁〕。

以上述べた加藤家および4氏が元禄6年(1693)以降も知多半島における給人であった。熱田に住んだ加藤家は別として、4氏は名古屋の屋敷のほか、知多郡のそれぞれの在所にも屋敷を構えていたことは言うまでもない。また4氏は“幕下御附属衆”や“御附属列衆”²³⁾ではないが、いずれもその初代が家康の家臣であった経歴をもつ点は注目されよう。

3. 再給知の地頭

さて、元禄6年(1693)に知多郡の地頭が加藤家と4氏のみになってから、56年の後、寛延2年(1749)山澄将監が大草村(現・知多市)を再給知し、次いで、宝暦2年(1752)遠山彦左衛門が西之口村(現・常滑市)を再給知する。さらに翌々年には、成瀬大和守(織部)が「閤老抜群の勲功を以て特命の趣有之」古見村(現・知多市)に再給知される〔前注4) 148頁〕。また、文政9年(1826)成瀬隼人正が「知多郡之内旧地之村々替地之義兼而申上候処、格別之由緒に付別段之思召を以て知多郡成岩村、乙川村、亀崎村、吹越村、都而四ヶ村新田共」領知することになった²⁴⁾。これも再給知である。要するに、以上の4家が例外的に知多郡における旧知行地を再給知されて、明治維新に至る。

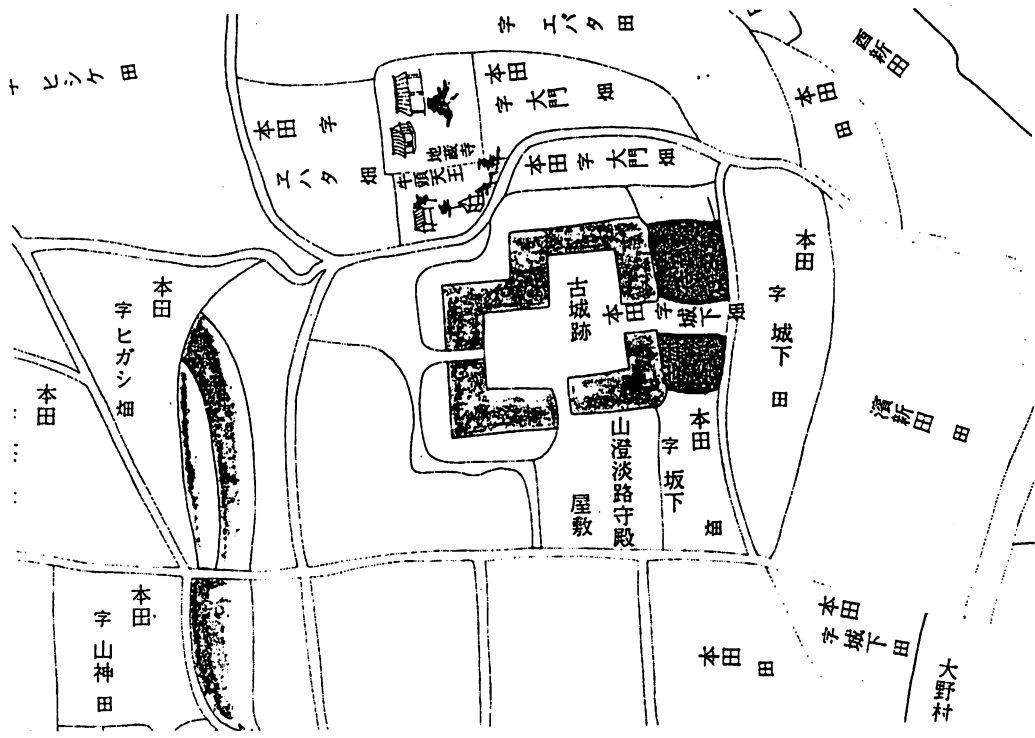
ところで、元禄6年(1693)から山澄将監の再給知の寛延2年(1749)の間、知多郡に知行地を授与した例がある。すなわち、享保19年(1734)、「星野織部へ古見(知多)を賜ひ、在所とす」という〔注30) 346頁〕。星野織部則昔の曾祖父則勝(初代)は、武田家の部将日向守則光の男であり、初め義直の付家老・平岩親吉、その没後、付家老・

成瀬隼人正正成に仕えた“弓削衆”である。織部の父則章は弓削衆のうちでは相当出世し、元禄13年(1700)から宝永7年(1710)まで吟味役兼国奉行の職にあり、知行500石であったが、織部はその三男であり、家督は長男・中則が継いだ。織部は、正徳3年(1713)江戸へ初めて出府した宗春(後の7代藩主)の小姓となり、享保10年(1725)には用達並、禄30石取りとなった。宗春が享保15年(1730)11月、陸奥梁川藩3万石を上って、尾張藩を継ぐと、翌年7月、織部は奥組となり、200石取りに取り立てられ、同17年には用人から御側同心頭、江戸定御供そして年寄となって、知行2千石を領知したのである〔注20) 252頁〕。同18年(1733)、「山村甚兵衛邸(東大手前)を借上られ、修繕の上、星野織部をして居住せしめらる。」翌19年正月に知多郡古見村(現・知多市)を知行地とした事情は詳かでない。『尾藩世記』には、この給知は「龍遇殊に甚しといふ」と記している〔注30) 346頁〕。元文2年(1737)には知行5千石に上り、当代第一の出頭人として権を専らにした。しかし、同4年(1739)正月、將軍吉宗は尾張藩家老・成瀬・竹腰両氏らを幕府に召致し、「宗春の行事亡状にして、政務を理むる能はざるを理由として、その蟄居を申渡」した〔前注11) 79～80頁〕。尾張藩では家臣から宗春色の一掃が図られる。同年4月、「老中星野織部致仕を請ふ。之を許し、禄五千石を没収し、新地八百石、同姓弥右衛門に賜ふ」〔注30) 363頁〕。この時、古見村も蔵入にもどったのである。星野氏が古見村を領知したのはわずか5年であった。

知多郡に再給知された4家について述べよう。大草村を領知した山澄氏の初代・英龍(将監、淡路守)の祖父・川方政信は伊勢一志郡川方(現・久居市)城主で、織田信雄の家臣であったが、天正12年(1584)の小牧合戦の後、城を明け渡して尾張に退去した。後、本家の木造長政が家老であった岐

卓城主・織田秀信の家臣となったが、慶長5年(1600)関ヶ原の合戦のとき、石田方の岐阜城は落城した。後、父の宗成は浅野幸長の家臣となり、山城国伏見に住み、同地で政森(木造氏を称す)および英龍(1625~1703)が生まれた。後に故あって親子ともども尾張に移り、政森は病のため仕えず知多郡大草村に居住した。英龍は寛永8年(1628)7歳で義直の小姓となり、同17年(1640)に「瑞公御部屋新参衆」(後の二代藩主光友が子供時代召抱えた家臣)として正式に仕官、正保3年(1646)初めて領地500石を給された。次々に昇進して、寛文元年(1661)年寄(老中)に任ぜられ、同3年には知行5千石となり、大草村城山(大草城跡)の西に館を造った。二代英重も貞享2年(1682)年寄となり、4千石を知行した。元禄6年(1693)の上り知の時、大草村の領知は公取されたが、大草城跡と屋敷は据置きとなった。これを代々管理した

のは、木造正森とその子孫である。山澄氏の四代龍豊(1718~92)は実は正森の子・森龍の三男である。元文5年(1740)年寄となった彼は、寛延2年(1749)従来の所領であった愛知郡荒子村、丹羽郡井之上村、中島郡中丸洲村、海東郡一色村の高計359石の代わりとして、大草村で同高の再給知を許された²⁵⁾。これは大草村の本田のみであり、新田(高59石余)は蔵入地のままであった。前述のように、尾張藩では延宝8年(1680)以降、新田は給知にしない原則となっていたからである〔前注5)296頁〕。天保14年(1843)頃と思われる大草村絵図によると、城跡の南西隣に山澄屋敷があった(第3図)。大手門と城跡北側の内堀に面して搦手門があり、さらに三の丸(北側内堀と外堀との間)には家中屋敷、邸内には厩舎、女人部屋に至るまで備わり、山澄氏来村の折は路上に白砂をまき、村人は土下座して迎えたという。宝暦14年(1764)4



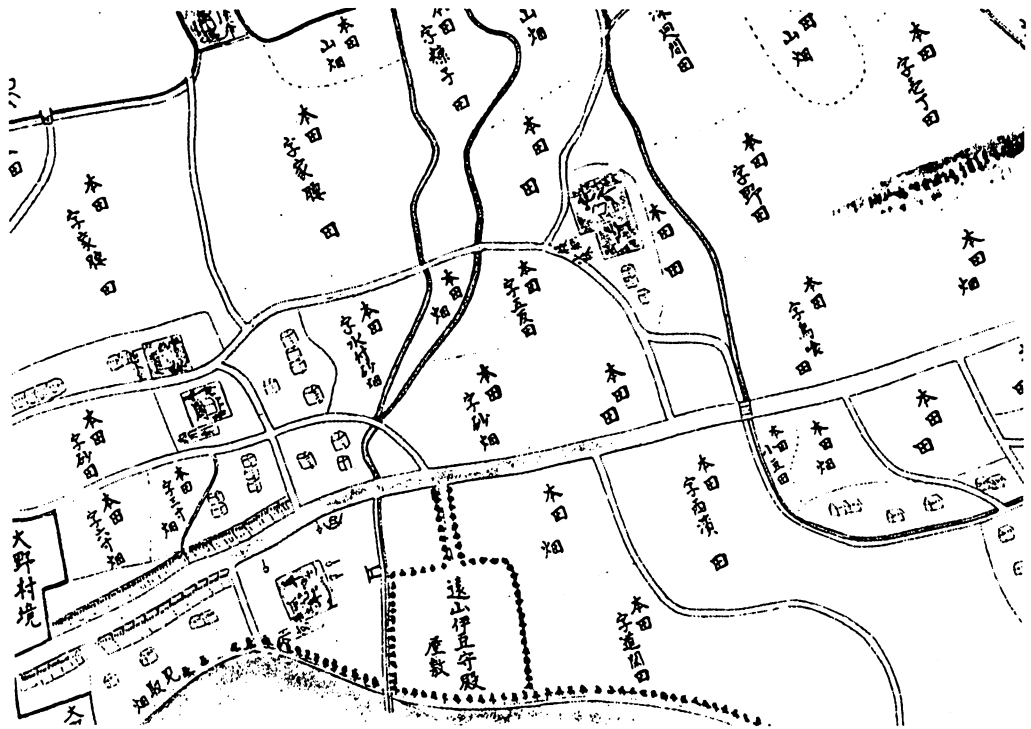
第3図 大草村絵図(部分)
 出典：『知多市誌・近世村絵図集(解説)』14頁。

月に大野から横須賀を巡覧した藩医の浅井図南は、「……人々にも大草まで送りて帰りぬ。爰は山澄国老のしれる所にて、その館に樓など高く見ゆめり。……古見といふは成瀬氏の別荘ありて、ことにきらびやかなり。ただ夢のやうに見ゆ」と記している。後者は後述の成瀬織部の古見屋敷のことである。明治維新後、山澄氏は城跡の樹木を全て伐採することを条件とし、一つは在所であったという理由により、城跡と屋敷地を払下げの名目で再交付されたが、明治11年(1878)12月、村人3名(旧庄屋・組頭)に360円で売却した。屋敷地は今も畑になったが、今も御殿屋敷と呼ばれている。城跡の旧本丸・二の丸は昭和50年に知多市が購入して大草公園と名付けた〔前注25〕176～83頁〕。

宝暦2年(1752)に西之口村(現・常滑市)を再給知された遠山氏の初代は景吉(彦左衛門)である。その遠祖は頼朝の臣で美濃国遠山庄を領して岩村城を築いた加藤景廉(前述の加藤図書助家の祖先)であるという。その13代の孫・遠山紀伊守直景以降は小田原の北条氏のもとで江戸城の城代であった。景吉の父は直景の曾孫であり、江戸城城代であったが、天正15年(1587)に死去した。天正18年(1590)家康軍による江戸城明け渡しの後、景吉の母親(彼女も直景の曾孫)は義直の乳母となった。そのため景吉も駿府にいた義直に仕え、慶長10年(1605)家康の朱印状により、甲斐国大石和筋・小石和筋の4ヶ村、千石の知行を得た〔前注22〕182～5頁〕。義直は甲斐領主であったからである。慶長「十二閏四月、敬公移封尾州、特以知多郡数村賜之、景吉遂以西口村為別荘、(中略)寛永三年、命為尾州城留護、世謂之御城代、是其職之始也。屢増秩為千八百石」という〔前注4〕424頁。原文は西口神祠玉串銘〕。正保2年(1645)の高概しに伴う給知替の際にも遠山氏は同心頭であり、「知行所を望、或在所を直に拝領の輩」〔前注17〕85頁〕として在所の西之口村を給されたが、元禄

6年(1693)上り知となる。そして宝暦2年(1752)六代景慶(国用人)は、「知多郡者祖先之食邑也。願復其旧(中略)以西口村賜之」〔前注4〕424頁〕ため、他郡の10ヶ村の給知と換地したのである。天保14年(1843)作成と推定される西之口村絵図²⁶⁾によると、村域の北西、氏神外宮(現在の神明社)の南隣りの海岸寄りに防風林に囲まれた「遠山伊豆守殿屋敷」があった(第4図)。旧字名・道閑、現在の常滑市西之口8丁目である。

宝暦4年(1754)古見村に再給知された成瀬織部家は、後述の成瀬隼人正家の分家である。隼人正家の初代・正成(犬山城主)の弟・正則(1609～71)は慶長19年(1614)5歳の時、父一斎に伴われて駿府の家康に謁見、義直に仕えるよう命ぜられた。寛永16年(1639)古見村一円(高935石)を初め他6村と合わせて2千石を給知され、後3千石となり、城代職に任じられた。二代長則は大寄合から貞享3年(1686)家老となり、千石加増されて4千石となったが、元禄6年(1693)古見村は上り知となる〔前注20〕49頁〕。そして、宝暦4年(1754)大和守(織部)正利の時、その抜群の勲功と先祖の旧知により、他郡の10ヶ村の知行を上り知する代わりに古見村一円(高1,290石)を再給知された。そのとき「成瀬大和守之、今般古見一円知行替被仰出、仍之右村寺社諸願・達等、向後御代官中手を離、大和守殿屋鋪之申達、右屋鋪にて吟味之上、添人を以寺社役所之被為申達候」という通知が寺社奉行から出ている。〔前注5〕336頁〕。給知では寺社に関する諸願、報告等や宗門人別帳も給人(地頭)に提出したのである。宝暦6年(1756)には横須賀(現・東海市)御殿跡の地が成瀬織部の所有となった。当時、彼が年寄であったためであろうか。この地には天明3年(1783)代官所(陣屋)が置かれ、同5年には御殿も再興される。天保14年(1843)頃と思われる古見村絵図には、朝倉村境と美濃川との間に「成瀬半太夫様下屋敷」が描か



第4図 西ノ口村絵図(部分)
出典：『常滑市誌・絵図地図編』49頁。

れている²⁷⁾。村人はこれを「御屋敷」と呼び、その南、妙楽寺の東方の「森屋敷」に成瀬家家臣の屋敷があったという。天保14年10月5日、12代藩主斉荘が知多巡見(総勢1,300余名)の際に成瀬屋敷で小休止したが、古見村組庄屋は、「御小休に付、御普請、御作事等雑費極外の御物入に御座候処、御屋敷より御払の御手段も行届き申さず、(中略)村方にて取賄い申候。其御勘定等もいまだ仕らず、殊更前頭当春百五拾両の調達も諸向繰合せにて等閑にいま罷有、(中略)今般の御調達仰せ付けられ、これまた縮入、恐入奉候」と歎いている。翌年2月、村は成瀬「様御屋敷御内輪御勝手向不如意」のため天保12年(1841)以来、成瀬家へ上納した調達金777両を8年年賦で返済してほしいと嘆願している。その金額の多いのには驚かされる。幕末の元治元年(1864)9歳の成瀬正直(半太郎)は名古屋から古見屋敷に移って、屋敷も広げて住んだが、明治2

年(1869)の知行制廃止により、翌3年3月に古見を引き払って、家中共々名古屋の成瀬正肥(犬山藩主、本家)方借地に引越した。その後、古見屋敷地は古見村の村人2名の所有となり、さらにその地に古見共立病院(後の森田病院)が建てられる〔前注25)172~83頁〕。

文政9年(1826)に亀崎村など4ヶ村を再給知された成瀬隼人正家(以下、成瀬家と記す)は、竹腰家とともに「両家」と呼ばれて藩主に次ぐ位置にあった。初代正成(1567~1625)は家康の命により、慶長15年(1610)義直に付属した。尾張藩の成立(1607年)当初から藩主義直に代わって国政を執った平岩親吉(犬山城主、9万3千石)が慶長17年(1612)正月に死去、無嗣断絶すると、正成と竹腰正信(山城守)が「執政」となって藩政の中軸を握る²⁸⁾。竹腰家が美濃安八郡今尾(現・岐阜県平田町)を在所とし、3万石を領知したのに対し、

成瀬家は丹羽郡犬山に居城をもち、3万5千石の知行であった。亀崎村など4ヶ村が成瀬家の給知となったのは、慶長16年(1611)正月のことである。その時、乙川村に掟書を渡している。「甲州一万石之地換賜于尾州之地、而別に為潮湯治之地尾州知多郡之内亀崎、乙川、成岩、吹越等之四ヶ村、懇厚之命を以賜之」とある²⁹⁾。これら4ヶ村の高は4,075石であった。ところで、元禄6年(1693)の給知替の時、成瀬家も知多郡における領知は上記4ヶ村を含めてすべて上り知となったのであるが、その石高は、9,208石(関係対数18)とされている³⁰⁾。すなわち、「為朝湯治之地」として上記4ヶ村、高4,075石を給知されていた以外に、14ヶ村に高5,133石を領知していたのである³¹⁾。そして、文政9年(1826)には「為潮湯治之地」4ヶ村だけが再給知される。それは、「元禄年替被下候村々之内十四ヶ村と御引替」で行われたのである。同年5月に柳原役所³²⁾から乙川村へ百姓心得書が渡された。そのなかに、「一、都而所附御代官所江願達致し候儀一旦当役所江伺書指出相済候上願達致し候事。所附より被申渡候趣其節々当役所江可申達事。一、出火変死盜賊等有之候節は所附御代官・当役所江同時可申達候事。」とある。文中の所付代官所とは、乙川村の場合は天明2年(1782)4月から設置された鳴海(現・名古屋市緑区)代官所をさす。給知の村は地頭役所と所付代官所の二重の支配を受けていたのである。「御日記頭書」の寛政6年(1794)7月朔日の条にみられる成瀬氏をはじめ万石以上5家の知行所の「取計方之儀、都而御領分中一統之通、御勘定奉行令裁許候様被出候」とおり、すべて藩の勘定奉行の裁許を得なければならぬことになっていた。重臣成瀬氏といえども、単に年貢徴収権とそれに付随する庄屋の任免権などを有するにすぎなくなった。庄屋の任免権のあったことは、文久4年(1864)7月、亀崎村から鳴海代官所(陣屋)にあてた、「当村甚八儀去月二七日御地頭所江御呼出

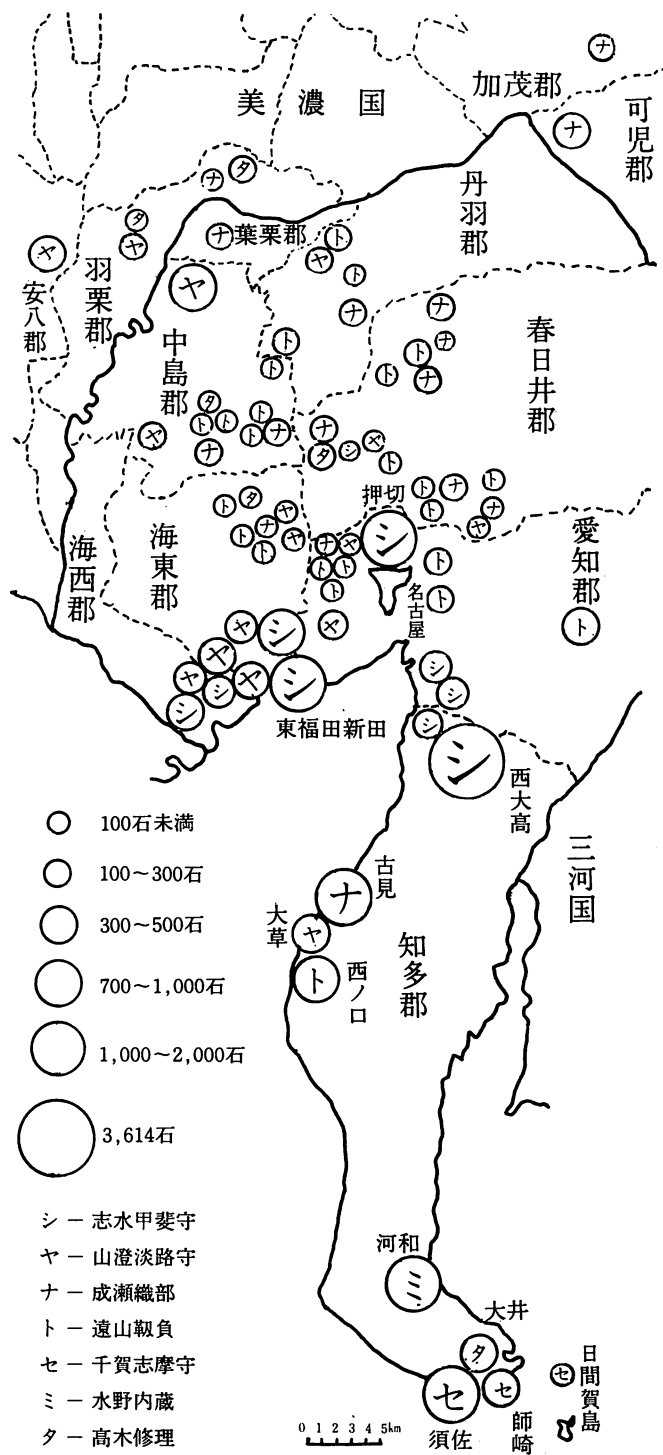
に相成、庄屋役被仰付候に付此段当御陣屋も被仰付被成下存可様仕度依之御達方御願申上候」という願書によっても明らかである〔前注24〕183頁〕。文政9年(1826)に成瀬家は亀崎村など4ヶ村を新田も含めて給知されたのであるが、その後に関開された新田(亀崎村26石、乙川村350石、成岩村360石、吹越村5石)は蔵入地となったのである。

以上述べてきた元禄6年(1693)以降の知多郡における地頭は加藤氏と高木氏のほかは、知行千石を超える大身である。文政9年(1826)における尾張藩の知行取は、1,345人であるが、知行千石以上の者は60人にすぎず、100石以上、300石未満が圧倒的多数(1,004人)を占めた〔前注2〕6～7頁〕。彼らは元禄6年以降、知多郡に給知をもつことはなかった。

元禄6年以降の地頭の給所はそのほとんどが在所であった。在所とは、知行地内に屋敷をもち、知行地に居住を許された土地をさす。「持高千石己下之輩、御暇相済候在所之外、知行所に家来差置候儀は不相成、(中略)持高千石己上之輩、在所之外にて、知行所に家来差置候儀不苦」とあるのは、千石で知行取が区分されていることを示すとともに、在所が一般の給所とは異なることを意味しよう。また、「在所之外、知行所を初め都而、百姓共を家来分にいたし差置候儀は不相成」というのは、在所では地頭と農民の結びつきが他の給知とは違うことを示唆する〔『愛知県農地史・前編』愛知県(昭和32年)111頁〕。全面的な給知替の際にも、在所のほとんどはその対象外に置かれたのである。

また、元禄6年以降の給知が、すべて海岸沿いの村にあったことも注目すべき点であろう。知多半島の耕地生産力はとくにすぐれてはならず、その経済力は海運におうところが多かったからである。

文政5年(1822)における知多郡の地頭(第2表)のうち、既述の加藤図書助〔注6〕参照)を除く7家の知行地を示したのが、第5図である。彼ら



第5図 知多郡を在所とする地頭の知行地の分布(文政5年)

の給地の分布は、尾張藩全体の給知制のなかで位置づけられねばならないが、ここでは当面、次のことを指摘しておく。

(1)知行1,400石の千賀志摩守および知行1,260石の水野内蔵は、知多郡にしか給知がない。その系譜から、彼らこそ知多半島「地付」の地頭であるといつてよかろう。すでに述べたように、尾張藩の始まる以前に彼らの先祖は知多半島に領地があったからである。

(2)知行900石である高木修理の給所は、美濃国羽栗郡にも広がっている。高木家は寛政年間には知行1,800石であったことも関係があろう。文政5年の時点では給知の44%が在所の大井村(村高800石のうちの400石)にあり、大井村において見取地9町5反余を請控している。

(3)知行3,000石の遠山家の在所・西ノ口村(本田一円, 739石)の給知高は領知の4分の1にすぎず、その知行所は、葉栗・海西両郡を除く尾張の23ヶ村に分散している。

(4)山澄淡路守と成瀬織部の知行はともに、4,000石であり、美濃の給知を含めて、十数ヶ村にわたる点では似ているが、成瀬氏の在所・古見村の知行高(1,290石)が多いのに対し、山澄氏の在所・大草村(359石)はその知行の9%にすぎない。山澄氏が中島・海西両郡の新田村(竹田新田一円, 435石など)に領知があった点も成瀬氏と異なる。これらの新田は山澄家の「給人自分起し新田」であろう。

(5)志水家の知行1万石のなかで在所・西大高村およびその枝郷であった込高新田(両村とも一円領知)の高は39%も占める。また下屋敷のある名古屋城北方の愛知郡押切村(1,373石)を初め東福田新田(1,464石, 海東郡)、小宝新田(201石, 海西郡)なども一円領知している。志水氏の給人自分起し新田であった西福田新田は天和2年(1682)に「上り新田」となったが、これと給知の東福田新田の「両新田の百姓は悉く給知に属して、宗門は皆地

頭より改めあり」(徇行記4)65頁]という。志水家の知行村は西大高を含めて、12ヶ村にすぎず、丹羽・葉栗両郡や美濃には給知がなかったことも注目される。同じ1万石の知行である石河氏は美濃中島郡駒塚村を在所とし、摂津国武庫郡(2ヶ村)と美濃(35ヶ村)に給知があり、渡辺氏は三河国加茂郡寺部村を在所とし、その周辺(20ヶ村)と愛知郡(9ヶ村)に知行地が広がっていたとは異なるからである。

4. 前期の主な給知

元禄6年(1693)の全面的な替知以前における知多郡の給知を全体的に示す資料はないようである。前述のように、その直前には知多郡においても給石高の63%が給知であったから、知多郡に領知された地頭も多数であったと思われるが、ここでは主要な者について述べよう。

正保2年(1645)の高概し施行は大幅な給知転換を伴ったのであるが、そのとき、御用列以上の31人は、「知行所を望、或在所を直に拝領」した〔前注17)85~7頁〕。そのうち知多郡の関係は次のようである(カッコ内は当時の役職)。

竹腰山城守……常滑村, 志水甲斐守……西大高村, 間宮権太夫(家老)……森村, 長野五郎右衛門(大寄合)……石浜村, 高木修理(城代)……大井村, 藤田民部(同心頭)……名和村, 福住弥右衛門(同心頭)……福住村, 遠山彦左衛門(同心頭)……西之口村, 滝川権十郎(寄合)……木田村・大里村, 肥田孫左衛門(御用人)……久村,

このうち、志水氏と高木氏、遠山氏については既に述べた。

竹腰氏の初代正信(山城守)は、藩主義直の9歳上の異父兄である。志水宗清の娘於亀は初め竹腰正時に嫁して正信を産んだが離縁し、後に家康の側室

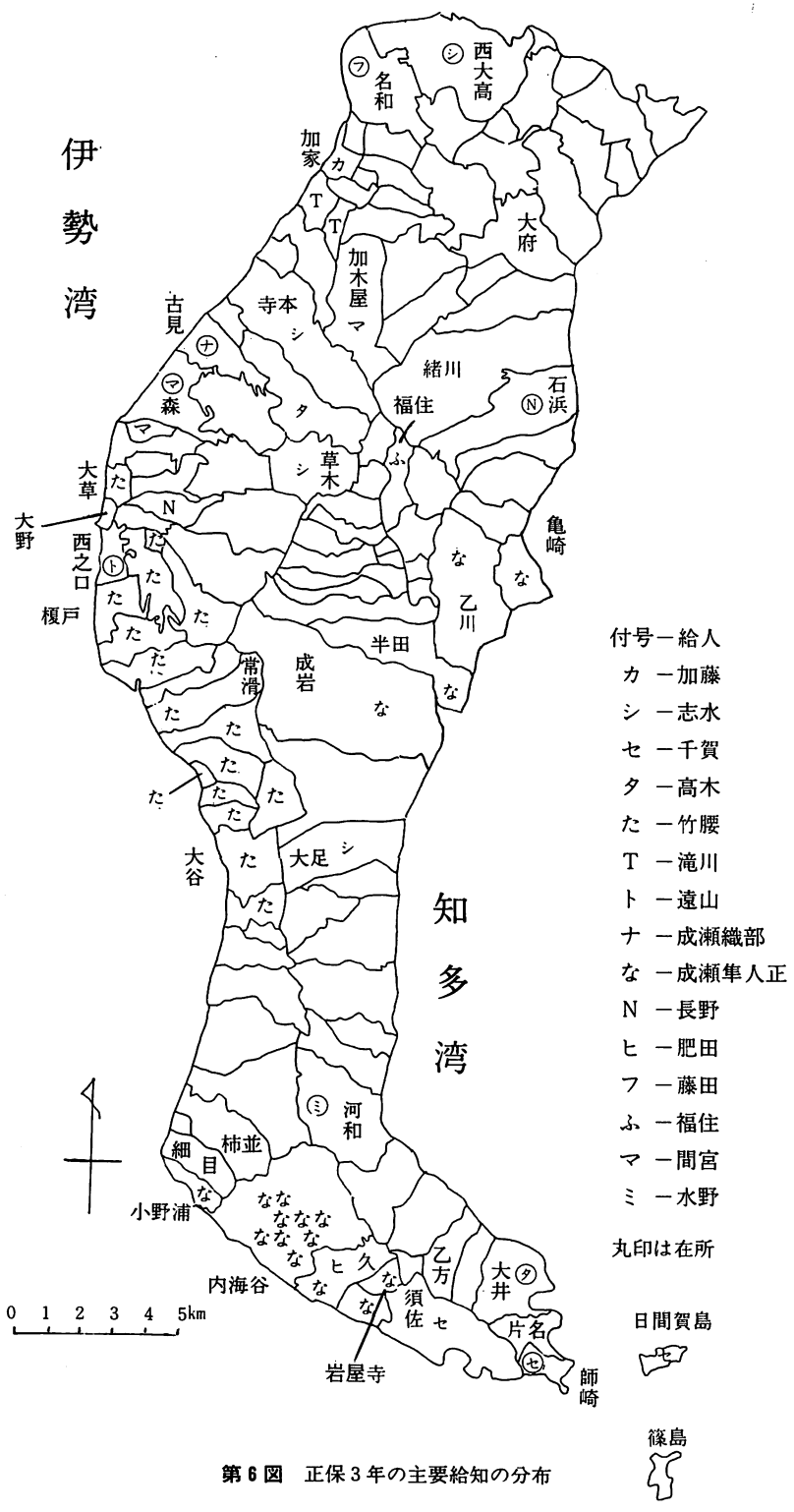
となり、義直をもうけたのである。志水氏の初代忠宗は忠信と義直の伯父にあたる。正信は義直の生誕以来これに従い、慶長10年（1605）甲斐に5千石を知行された。同17年（1612）成瀬正成とともに尾張藩の執政となり、元和3年（1617）以降は3万石を領知した。知多郡における給知は、北条、常滑、西阿野、樽水、熊野、古場、桧原、苅屋、大谷、小鈴ヶ谷、多屋、榎戸、石瀬、宮山、前山（以上、現・常滑市）、大草村（現・知多市）の16ヶ村にあり〔前注12）332～5頁〕、その石高はおよそ8千石に達した〔前注30）230頁〕。寛文12年（1672）までに竹腰家が給知村で開発した「給人自分起し新田」（第7図）の例として、多屋村の10町5反歩、前山村の5町7反歩、常滑村の3町9反歩、樽水村の3町1反歩、宮山村の2町6反歩、北条村の1町歩などがある〔前注15）43～58頁〕。榎戸村の海岸を干拓した鬼ヶ崎新田（寛文4年縄入。19町5反歩、高173石。同12年の戸数29戸）も竹腰氏の手による。榎戸村の龍雲寺（黄檗宗）は二代正晴が春日井郡外野原村（現・春日井市）の廃寺を延宝4年（1676）に移して創建し、その庶兄出雲守成方の菩提寺としたものである³³⁾。天和2年（1682）に給人自分新田は上り新田（蔵入地）となり、元禄6年（1693）には知多郡における竹腰氏の給知（高7,974石）もすべて上り知となった。その石高は成瀬隼人正の9,208石に次ぐものである。文政5年（1822）の資料によると、竹腰氏の領知は尾張の7郡21ヶ村、美濃の3郡12ヶ村にわたっている〔前注2）14～5頁〕。

森村（現・知多市）を給知されている間宮権太夫（大隅守正照）は鍛冶屋村（現・知多市）、加木屋村（現・東海市）も知行地である。旗本・間宮広綱の三男として生まれ、駿府において義直の小姓となった（駿河新参衆）。元和6年（1620）同心頭、寛永12年（1635）より年寄となり、知行4,300石を領知した。森村を在所とし、そこに館があった。同

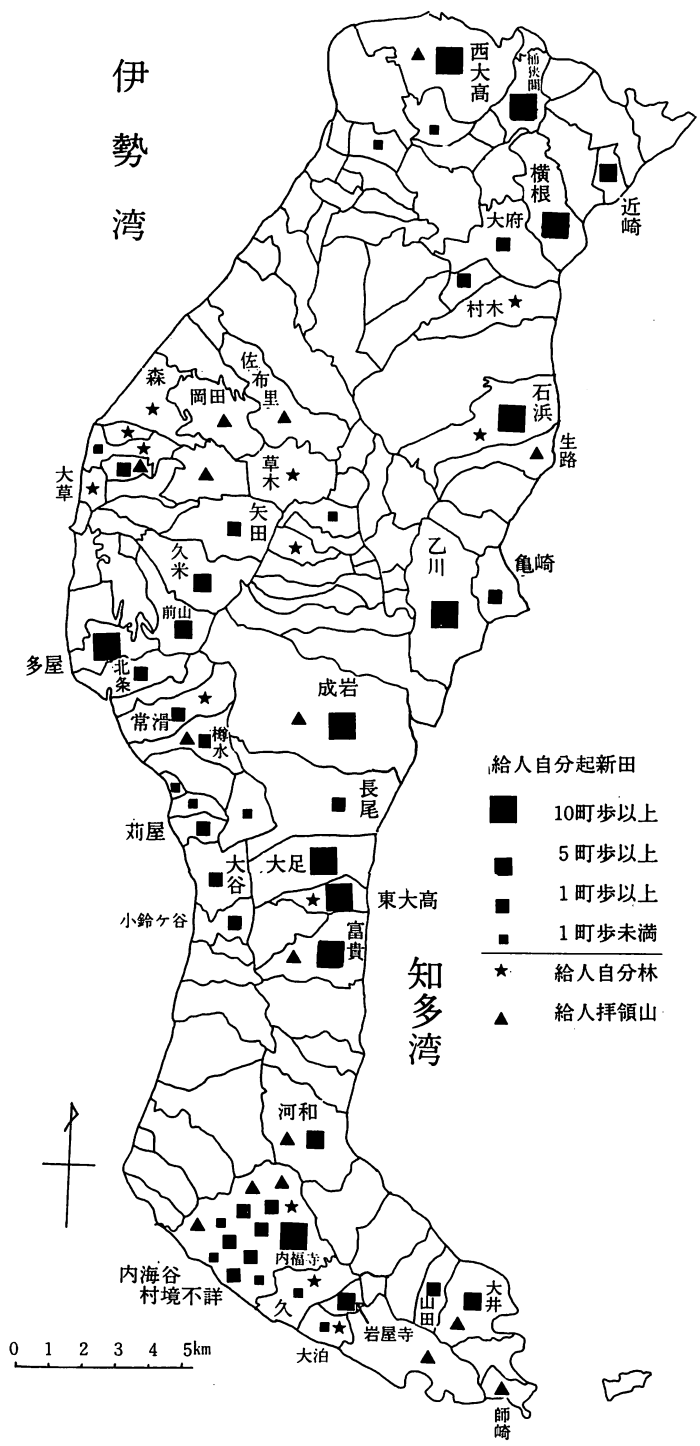
村の日長神社へは承応2年（1653）神門を寄進している。また翌年に鍛冶屋村の定光寺（現・瑞光寺）が焼失したため、彼の尽力により明暦2年（1656）同寺の庫裡を再建させている。万治元年（1658）には家督を子の大隅正像に譲って隠居した。万治3年（1660）松原村と農業用水路で争った鍛冶屋村は地頭である正像へ訴状を出している。しかし、正像は寛文3年（1663）6月21日に改易に処せられた。「是より先、家士他藩士と婚姻を結ぶものは、必許可を得て後ち成す可き旨を令す。然に大隅許可なく、加州藩士金森七之助女を娶る。仍て此刑に処せられる。（中略）大隅が罪に坐して、山下市正（二千石）、子弟権之助（四百石）、佐佐衛門（千石）、八郎左衛門（五百石）、市郎兵衛（四百石）及大番頭藤田民部（二千石）父子、国を逐はる。（中略）大隅が七之助と婚姻するや、民部之が媒たり。七之助は宗智（山下氏勝）が男にして、市正が妻の弟なる故を以、女を市正方へ遣し内々此事に及ぶ。仍て悉く坐して、放逐せらるるに至る。七之助亦一分立難きを以、加州を去る」という〔前注30）144～5頁〕。

知多郡における間宮氏の知行3ヶ村は成瀬大膳の給所になった〔前注30）231頁〕。この年（寛文3年）大導寺玄蕃に代わって年寄に着任（その後、24年間その職にあった）した成瀬大膳正景は1,500石から3,000石に加増されている。知多郡の間宮氏の旧領3ヶ村はこの加増分に当てられた。森村の65町歩、鍛冶屋村の8町歩の松山も大膳の「給人自分林」であった（第7図）。しかし、その子正冬の時、元禄6年（1693）知多郡の3ヶ村は上り知（高1,708石）となった。

石浜村（現・東浦町）を在所とした長野五郎右衛門（数馬）の先祖は伊勢国長野（現・安芸郡美里村）の出身である。家康の家臣・清定の長男として生まれ、駿府で義直の近習となった。大坂夏の陣において槍術で軍功をたて、元和9年（1623）同心



第6図 正保3年の主要給知の分布



第7図 給人自分起新田などの分布（寛文12年）
 出典：「寛文村々覚書」

頭となって、高2千石を知行する。寛永12年(1635)年寄となった。二代政武(数馬)も同心頭から城代となる〔前注13〕391頁〕。承応元年(1652)石浜村の境川寄りに干拓新田を開墾した³⁴⁾。他の給人自分起し新田と同様、この新田は天和2年(1682)に上り新田となる。貞享元年(1684)に検地が行われて、田17町1反歩の子新田(高188石)となった。〔前注4〕247頁〕。長野氏は南粕谷村(現・知多市)にも給知があったが、四代祐久(数馬)の元禄6年(1693)知多郡における給知は他郡に換知となった。

名和村(現・東海市)を領知した藤田氏の初代・忠次は清洲(現・西春日井郡清洲町)城主・松平忠吉に仕官し、国奉行となり、知行2千石であった。忠吉の死去後も義直のもとで国奉行を勤めた。二代忠量は同心頭、三代忠常は明暦年間(1655~57)に家督を継ぎ、寄合から大番頭となったが、寛文「三年卯六月以間宮大隅故退去」³⁵⁾という。前述のように間宮忠像の無届け結婚の罪に連座したのである。その子・忠久は元禄15年(1702)に帰参して鉄砲頭となるが、高300石の切米取であった。それも一代にしてまた流浪した〔前注30〕145頁〕。

福住村(現・阿久比町)を知行地とした福住弥右衛門(元国)はもとは平岩姓であった。父元正とともに初め松平忠吉に仕えていたが、忠吉没後、加賀藩主・前田利長の家臣となり、大坂の陣で武功をあげた。その後帰参して義直のもとで使番から鉄砲頭兼同心頭となり、知行二千石を領した。「有二子、幼少同日歿、元国忌之、改氏号福住」という〔前注22〕149頁〕から、福住村を望んだのも縁起をかついたのであろう。その子・元勝は多病のため知行を公収された。

正保2年(1645)に木田村と大里村(ともに現・東海市)を知行した滝川氏の初代法忠は中島郡稲島村(現・稲沢市)の木全又左衛門の嫡子である。信長の武将・滝川一益に仕えて武勇があったため、

滝川姓を授かった。後に秀吉に仕え、豊前守に任ぜられる。関ヶ原の合戦後、家康の使番となって、大坂の冬夏の陣に従軍した。元和2年(1616)義直の要請により尾張藩士となり、知行6千石を与えられ、翌年より年寄になった。出身地の稲島村を在所とした。二代時成(豊前)は寛永9年(1632)家督を継いだ。同12年に病気のため隠居して木田村に住み、半斎と号した。三代権十郎(之成)は大寄合から城代となるが、寛永16年(1639)大里村と父の住む木田村を知行した。天明8年(1788)の『張州雑志』には「滝川半斎屋敷址木田村に在り。徳川光友の時其樹木林なり」と記されている〔前注6〕304頁〕。木田・大里両村がいつ蔵入となったかは不明である。

久村(現・南知多町)に知行地のあった肥田孫左衛門(忠重)は美濃余那田城主・肥田玄蕃允忠政の孫である。駿府で義直に仕官し(駿河新参衆)、御用人から城代となり、知行2千石を領知した。春日井郡猪子石原村(現・名古屋市長東区)を一円知行し、そこを在所としている。久村には竹腰山城守の給知もあった〔前注33〕から、相給であろう。寛文12年(1672)久村には、給人自分起し新田が8反歩、給人自分植松の松林が2反歩あったが、この給人が竹腰氏か肥田氏なのかは不明である。元禄6年(1693)三代孫左衛門忠興(書院番頭)の時に久村の給知は他郡に替知された〔前注13〕371頁〕。

さて、以上が正保2年(1645)の高概しの際に知多郡に、「知行所を望、或在所を直に拝領之輩」である〔前注17〕85頁〕。寛文12年(1672)の資料によると、佐布里、岡田、北粕谷、大興寺の4ヶ村(いずれも現・知多市)に寺尾土佐守直龍の給知があった〔前注15〕28~37頁〕。寺尾氏は海東郡蟹江村(現・海部郡蟹江町)を在所とし、当時の知行は1万石であった。初代の土佐守直政は、幼年より義直に仕え、後に年寄職となり8千石を領していたが、慶安3年(1650)5月義直死去の際に殉死した。

彼には子がなかったため2代藩主光友は成瀬隼人正正虎の次男直龍を直政の養子とし、遺領をつがせた。はじめ左馬助、後に土佐守と称し、寛文2年(1662)に年寄、2千石を加増されている。彼は万治3年(1660)3月に岡田村の慈雲寺を修造し、寛文8年(1668)には同寺に灯明田6反歩を寄進した(この証文から、後文政13年に藩から寺領として田畑6反歩を持つことを許された)。しかし、直龍は延宝3年(1675)正月に発狂、犬山に蟄居させられた。この時に4ヶ村は蔵入となったのであろう。しかし、岡田村および同村の慈雲寺と寺尾家の交りはその後もずっと続き、明治元年(1868)10月、寺尾氏死去に際して慈雲寺和尚はおくやみに権茸2升と香典を持参している。翌年正月6日、岡田村の庄屋・組頭らは名古屋の寺尾氏宅へ手土産持参で年始の挨拶に出かけ、そこで菓子・餅などをもらっている〔前注25〕167頁〕。

正保3年(1646)の主要な給地の分布(第6図)をみよう。(1)「両家御附家老」である成瀬隼人正家が18ヶ村、竹腰家が16ヶ村に知行地を持っていた。前者が現在の半田市域と内海谷(現・南知多町)辺にあったのに対して、後者は現在の常滑市域に位置していた。(2)半島の南部に千賀・高木・水野の「先方三人衆」の本拠地(在所)が配されている。(3)東浦の中央・石浜村が長野氏の在所、西浦の中央の古見、森、西之口がそれぞれ成瀬織部家、間宮家、遠山家の在所であった。(4)現在の大府市、阿久比町、武豊町、美浜町の多くが蔵入地であったと思われる。

結 語

元禄6年(1693)に知多郡で行われたような全面的な上り知の例がないわけではない。すなわち、「寛文五巳三月九日、丹羽郡之内、近年、切支丹宗門之者多出候付、殘党も有之、大勢之給人にてはせんさく等に迷惑可仕候付、(中略)丹羽郡給人不殘替地に相成、其内成瀬隼人正殿・竹腰山城守殿・生

駒因藩守殿知行は改有之、不相替」であった³⁶⁾〔前注5〕295頁〕。しかし、その後キリシタン信徒が絶えると、丹羽郡についての制限は緩和撤廃されていった〔前注2〕17頁〕。例えば、文政5年(1822)における丹羽郡の給地高の割合は76%にも及んでいる³⁷⁾。ところが、知多郡については2代藩主光友の隠居領とするため、元禄6年(1693)に前述の5家の在所などを除いて上り知とし、光友の死去後も山澄、遠山、成瀬織部、成瀬隼人正の4家の再給知はあったものの、文政9年(1826)以降も83%が蔵入であった。この点において知多郡は尾張藩領のなかで特異な存在であった³⁸⁾。

問題はいくつかある。その一つは、成瀬織部家と成瀬隼人正家が半島の中央の西浦(古見村)と東浦(亀崎、乙川、成岩3ヶ村)、内海谷(吹越村)に再給知されたのに対し、近世前期に現・常滑市域のほとんどを領知していた竹腰氏には知多郡の再給知が行われなかったのはなぜか。もう一つは、元禄6年以降、知多郡における給知を知行千石以上の大身の在所にほぼ限定したのはなぜか。しかし、最も重要なのは、知多郡のほとんどを元禄6年に蔵入地にした理由は何かということであろう。別稿で述べたように、知多郡における耕地の生産力は尾張地方の平均を若干下廻るにすぎないが、人口1人当たりの石高は最も少なく、新田開発も前期には低調であった〔前注1〕3～5頁〕。その点では、知多郡は特に魅力的な土地であったとは思われない。しかし、その海運と工業生産、特に酒造業・白木綿業は尾張藩内で抜群であった³⁹⁾。それらについては次稿に譲ることにする。

注

- 1) 拙稿「尾張知多郡の近世村の土地条件」金沢大学文学部論集，史学科篇，第9号（平成元年2月）1～41頁。
- 2) 林董一『尾張藩の給知制』一條社（昭和33年）5頁。
- 3) 所三男は、「正保二年の四ツ概によって廿四万五千石余の蔵入高を増し，寛文元年の世禄改制によって藩士諸給の低減を図った当時なお，給知五十万石余に対し蔵入三十七万石の比であった。しかし世禄改制以降，給知・禄米高は漸減傾向を辿る一方，新田の開発等に依って漸次蔵入高は増し」と述べている。所三男「尾張藩の財政と藩札」林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版（昭和50年）41頁。
- 4) 「尾張御行記（五）」名古屋市教育委員会編集兼発行『名古屋叢書続編，第8巻』（昭和44年）所収。
- 5) 重松篤太夫編「地方古義」（安永4年頃成立）『名古屋叢書続編，第3巻』（昭和41年）307頁。
- 6) 田中重策『尾張国知多郡誌』同盟書林（明治26年）214頁。

加藤家は加家村を領知したほかに，正徳3年（1713）名古屋大津町の小関彦兵衛が，加藤宅前海岸を埋立てて開墾した「図書新田」（現・名古屋市熱田区図書町あたり，畑9町5反歩）も加藤家の「控地」である。また，宝暦4年（1754）加藤紀左衛門（順盛の二男の子孫，図書助家の東加藤に対し，熱田旗屋町に住み西加藤という）が図書新田の南に開発した「紀左衛門新田」（現・名古屋市南区紀左衛門通あたり，田畑12町1反歩，石高110石）は，「新田曲輪にて有之候加藤図書助控地一所に築回し，（中略）右地方引分図書助之相渡筈，尤右控に当り候頃の儀，末々共図書助自分普請の筈」さらに，長三郎新田（現・南区豊田町あたり）の「内高五十三石は熱田貝谷権左

- 衛門控にて，御定免の年は御蔵免一ツ安にて二十一石七升程図書へ収納し，普請下用等は図書より執計」であった。「尾張御行記（一）」『名古屋叢書続編，第4巻』（昭和39年）191～2頁。
- 7) 『愛知県の地名』平凡社（昭和56年）567頁および前注6）218頁。
 - 8) 大府市誌編さん刊行委員会編『大府市誌・近世村絵図集』大府市役所（昭和57年）。
 - 9) 「金鱗九十九之塵（下）」名古屋市教育委員会編集兼発行『名古屋叢書，第8巻』（昭和38年）339頁。
 - 10) 田中重策『尾張国愛知郡誌』駕籠閣（明治22年）409～10頁。
 - 11) 愛知県著・発行『愛知県史・第2巻』（昭和13年）4頁。
 - 12) 知多郡役所編・発行『知多郡史・上巻』（大正12年）337頁。
 - 13) 「士林沂泗(3)」、『名古屋叢書続編，第19巻』（昭和43年）321頁。
 - 14) 「尾張御行記（二）」『名古屋叢書続編，第5巻』（昭和41年）238頁。
 - 15) 「寛文村々覚書・下」『名古屋叢書続編，第3巻』（昭和41年）3頁に，「一、松山四百八拾町，一、葭山拾六町六反六畝歩，一、かす釜壱ツ，（中略）是は寛文四辰之年，愛知郡河名村之内に而，給人自分新田，公義へ上り，其替地に渡る。辰之年5定納米，給人へ納」とある。しかし，御行記〔前注4）155頁〕では，「菴池山御林元禄七戌年立，一、十七町八反五畝廿一步，志水氏請控。一、平山三百九十一町七反八畝三步，同請控。一、定納山二十七町三反五畝五歩，同受控」と記されている。元禄7年（1694）に蔵入となり，志水氏の請控となったのであろう。「請控」とは，「御家中之輩知行之内，本村は給知御座候処，其村に附候蔵入の見取所・新田等，子細有之，給人に引請，御年貢差出候を申候」（児島幸左衛門編

- 「地方品目解」『名古屋叢書，第10巻』（昭和37年）461頁）。
- 16) 知多郡役所編・発行『知多郡史・中巻』（大正12年）832頁。
- 17) 「武家命令究事」『名古屋叢書，第2巻』（昭和35年）86頁。
- 18) 吹抜秀雄「近世における地頭の研究——尾州藩千賀家を中心として——」林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版（昭和50年）226頁。
- 19) 美浜町誌編さん委員会編『美浜町誌・資料編(1) 近世村絵図集・解説』美浜町役場（昭和55年），15頁。
- 20) これらは，尾張藩の儒者松平君山が延享2年（1745）に成稿した『士林浜廻』における区分である。“尾張衆”とは松平忠吉（家康の四男。関ヶ原の合戦後，慶長5年10月，武蔵忍から尾張清洲に封ぜられたが，同12年に23歳で没した。）が尾張に封ぜられたとき，その本貫をもって仕えた尾張を代々知行した者の家をいい，“駿河新参衆”は義直が駿府にあるとき，召出した者の家をさす。「士林浜廻(1)」『名古屋叢書続編，(代)17巻』（昭和41年）6頁。
- 21) 前田弘司「17世紀における尾張藩家臣団の構造——『士林浜廻』より見た——」林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版（昭和50年）181頁。
- 22) 「士林浜廻(2)」，『名古屋叢書続編，第18巻』（昭和42年）211頁。幕府旗本であった父清秀の遺領（5千石）は一吉の弟・正次がつぎ，後に河内丹南藩主（1万石）となる。
- 23) ともに，将軍の家臣のうちから尾張藩に付属した者の家をさす。前者が将軍に謁見できるのに対して，後者は謁見できない〔前注20）6頁〕。なお，志水氏は元来幕臣である幕下御附属家に入るべきであるが，前述のように義直の生母相応院の実家にあたるので，“外戚衆”とされている。
- 24) 半田市誌編纂委員会編『半田市誌・本文編』半田市（昭和46年）179頁。
- 25) 知多市誌編さん委員会編『知多市誌・本文編』知多市役所（昭和56年）167～77頁。
- 26) 松井武敏・安藤慶一郎監修『常滑市誌・近世村絵図集』常滑市役所（昭和52年）
- 27) 知多市誌編さん委員会編『知多市誌・資料編（一）近世村絵図集』知多市役所（昭和53年）
- 28) 前田弘司「17世紀の尾張藩家臣団」地方史研究，56・57（1962）51頁。
- 29) 前注24）177～8ページ。埜の内容は，「一、我等代官其外出入候者少茂非分成候は、可申上事。一、郷中竹木猥りにきりとるべからず候事。一、男女牛馬数書付可上事。一、隣郷と野山并溝出入之義前々よりなき事申間敷事。一、当暮之納升目などの義は近年のごとくたるべき事。」であった。
- 30) 阿部直輔「尾藩世記・上」，『名古屋叢書三編，第2巻』（昭和62年）230頁。
- 31) 前注18）217頁の表によると，この14ヶ村とは，内海谷9ヶ村（中之郷，北脇，馬場，東端，利屋，名切，楠，内福寺，岡部）と岩屋寺，久，大泊（以上，現・南知多町）および小野浦（現・美浜町），半田（現・半田市）であろう。成瀬家が寛文12年（1672）までに知多の知行村18ヶ村で開発した「給人自分起新田」（第7図）は，乙川村の44町歩，成岩村の24町歩，内福寺村の13町歩など合計105町にも及ぶ，それは知多郡の給人新田の34%を占める。成岩村では，松山15町6反が成瀬氏の拝領山であり，内海谷の中之郷，北脇，馬場の3ヶ村にも4町歩の拝領山があった（第7図）。また乙川村では「塩浜八反歩 給人自分浜」である〔前注15）122頁〕。
- 32) 成瀬氏の名古屋城下の柳原にある中屋敷に置かれていた地頭役所。
- 33) 常滑市誌編さん委員会編『常滑市誌』常滑市役所（昭和51年）863～4頁。
- 34) 鈴木泰作編『片郷沿革史』東浦町（昭和10年）

- 25頁.
- 35) 「士林浜廻(4)」, 『名古屋叢書続編, 第20巻』(昭和43年) 578頁.
- 36) 文中の生駒氏は“尾張衆”〔前注20) 参照〕11家の一つ. 丹羽郡小折村(現・江南市)を在所とした.
- 37) 拙稿「尾張丹羽郡の藩政村の土地条件」人文地理, 第32巻6号(昭和55年12月) 564頁.
- 38) 文政5年(1822)において, 海西郡の蔵入高が総石高の83%をしめたのも, 特異であるが, これは延宝8年(1680)から原則的に新田を蔵入地にした結果である. 海西郡における明治2年(1869)の新田高率は68%であり, 知多郡の13%をはるかに上廻っている. 海西郡の給知については, 拙稿「尾張西南部の近世村落の土地条件(前編)」金沢大学文学部論集, 史学科編, 第4号(昭和59年) 109~113頁.
- 39) 村瀬正章『近世伊勢湾海運史の研究』法政大学出版局(昭和55年), 前注24) 291~312頁. 前注25) 264~77頁.